

令和2年4月
長崎県警察本部

犯罪被害者等給付金の支給の裁定に係る審査基準について

1 規則等の題名

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第11条第1項の犯罪被害者等給付金の支給についての裁定に係る審査基準

2 意見公募手続を実施しなかった旨及び理由

本審査基準は、行政手続法第39号第4項第8号に準じて意見公募手続は実施しませんでした。

3 制定日

令和2年4月1日